

宅建業法に関する訂正内容

1. 市販のテキスト（動画で学べる宅建士テキスト）

p70

テキストに掲載された以下の表の8と9の間に、次の8-2を追記。YouTube にアップしている法改正 2026 の動画をご参照いただいた上で、「管理者等＝マンション管理業者」との簡略的な追記のみでも結構かと思います。

8-2	1棟の建物及び敷地の 管理者等 が、当該1棟の建物及びその敷地に係る管理組合から委託を受けて 管理事務 を行う マンション管理業者 である場合にあっては、その旨	○	×
-----	--	---	---

(テキストの表)

建物が区分所有権の目的であるときの説明事項		売買	交換	賃借
1	敷地に関する権利の種類及び内容 ①	○		×
2	共用部分に関する規約の定めがあるときは、その内容	○		×
3	専有部分の利用制限に関する規約の定めがあるときは、その内容 ②	○		○
4	規約関係 1棟の建物又はその敷地の一部を特定の者にのみ使用を許す 専用使用権 に関する規約の定めがあるときは、その内容 ③④	○		×
5	建物の所有者が負担しなければならない費用（計画的な 維持修繕のための費用 など）について、 特定の者のみを減免 する旨の規約の定めがあるときは、その内容	○		×
6	計画的な 維持修繕のための費用の積立て を行う旨の規約の定めがあるときは、その内容、及び 既に積み立てられている額	○		×
7	建物の所有者が負担しなければならない 通常管理費用 の額	○		×
8	1棟の建物及び敷地の 管理が委託 されているときは、委託先の氏名・住所	○		○
9	1棟の建物の 維持修繕 の実施状況が記録されているときは、その内容	○		×

2. マスターシート

P8 (右上)

前のページのテキストと同じ訂正です。マスターシートにおいても、同様に 8-2 を追記。また、同じように「管理者等＝マンション管理業者」との簡略的な追記のみでも結構かと存じます。

(マスターシートの表)

3-3 表3 (規則 16 条の 2 の列挙事由) (※対象はマンション等)

建物が区分所有権の目的であるときの説明事項		売 買	交 換	貸 借
1	敷地に関する権利の種類及び内容 (例：所有権・地上権・賃借権)	○		×
2	規約関係	共用部分に関する規約の定めがあるときは、その内容		×
3		専有部分の利用制限に関する規約の定めがあるときは、その内容 (例：ペット禁止、楽器の使用禁止)		○
4		1 棟の建物又はその敷地の一部を特定の者にのみ使用を許す専用使用権に関する規約の定めがあるときは、その内容 (例専用駐車場) □ 使用を許された者の氏名等は説明不要		×
5		建物の所有者が負担しなければならない費用 (計画的な維持修繕のための費用など) について、特定の者のみを減免する旨の規約の定めがあるときは、その内容		×
6	計画的な維持修繕のための費用の積立てを行う旨の規約の定めがあるときは、その内容、及び既に積み立てられている額 □ 滞納が発生していれば、その額も		○	×
7	建物の所有者が負担しなければならない通常の管理費用の額 □ 滞納が発生していれば、その額も		○	×
8	1 棟の建物及び敷地の管理が委託されているときは、委託先の氏名・住所		○	○
9	1 棟の建物の維持修繕の実施状況が記録されているときは、その内容		○	×